第５講・人権と私たちの社会

公共の福祉，国民の義務

ポイント１　公共の福祉

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

公共の福祉：社会全体の利益や幸福

↓

社会の秩序を乱すなどの場合は，公共の福祉によって人権を制限することもある

憲法第12条では，国民は憲法で定められた権利を濫用してはならず，公共の福祉のために利用する責任を負うことを定めている

資料1 公共の福祉による人権制限の例

表現の自由	他人の名誉を傷つける行為の禁止 不当な選挙運動の禁止
集会・結社の自由	デモの規制
居住・移転の自由	感染症による入院措置
職業選択の自由	医師免許を持たない者による医療行為の禁止
財産権の保障	不備のある建築の禁止
労働基本権	公務員によるストライキの禁止

資料2 デモの例

ポイント2　国民の義務

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

社会を支えるために，国民には三つの義務が定められている

- **普通教育を受けさせる義務**：子どもの保護者は，子どもに普通教育を受けさせる義務を負う
- **勤労（きんろう）の義務**：国民は勤労の権利を有するとともに，義務を負う
- **納税（のうぜい）の義務**：国民は国や地方公共団体に対して，法律で定められた税金を納める義務を負う

確認テスト

次の問いに答えなさい。

(1) 日本国憲法第12条に書かれている，社会全体の利益や幸福を意味する言葉を何というか。　**公共の福祉**

(2) 子どもが教育を受ける権利を保障するため，子どもの保護者が負う義務を何というか。　**普通教育を受けさせる義務**

(3) 国民が仕事をする義務を何というか。　**勤労の義務**

(4) 国民が国や地方公共団体に対して，法律で定められた税金を納める義務を何というか。　**納税の義務**

(5) 公共の福祉による人権制限のうち，他人の名誉を傷つける行為の禁止，不当な選挙運動の禁止という制限がなされている人権は何か。　**表現の自由**

(6) 公共の福祉による人権制限において，「感染症による入院措置」は何の制限に当たるか。　**居住・移転の自由**

(7) 公共の福祉による人権制限において，「医師免許を持たない者による医療行為の禁止」は何の制限に当たるか。　**職業選択の自由**